

コロナ特例の終了 ―認定証の有効期限と必要な更新回数―

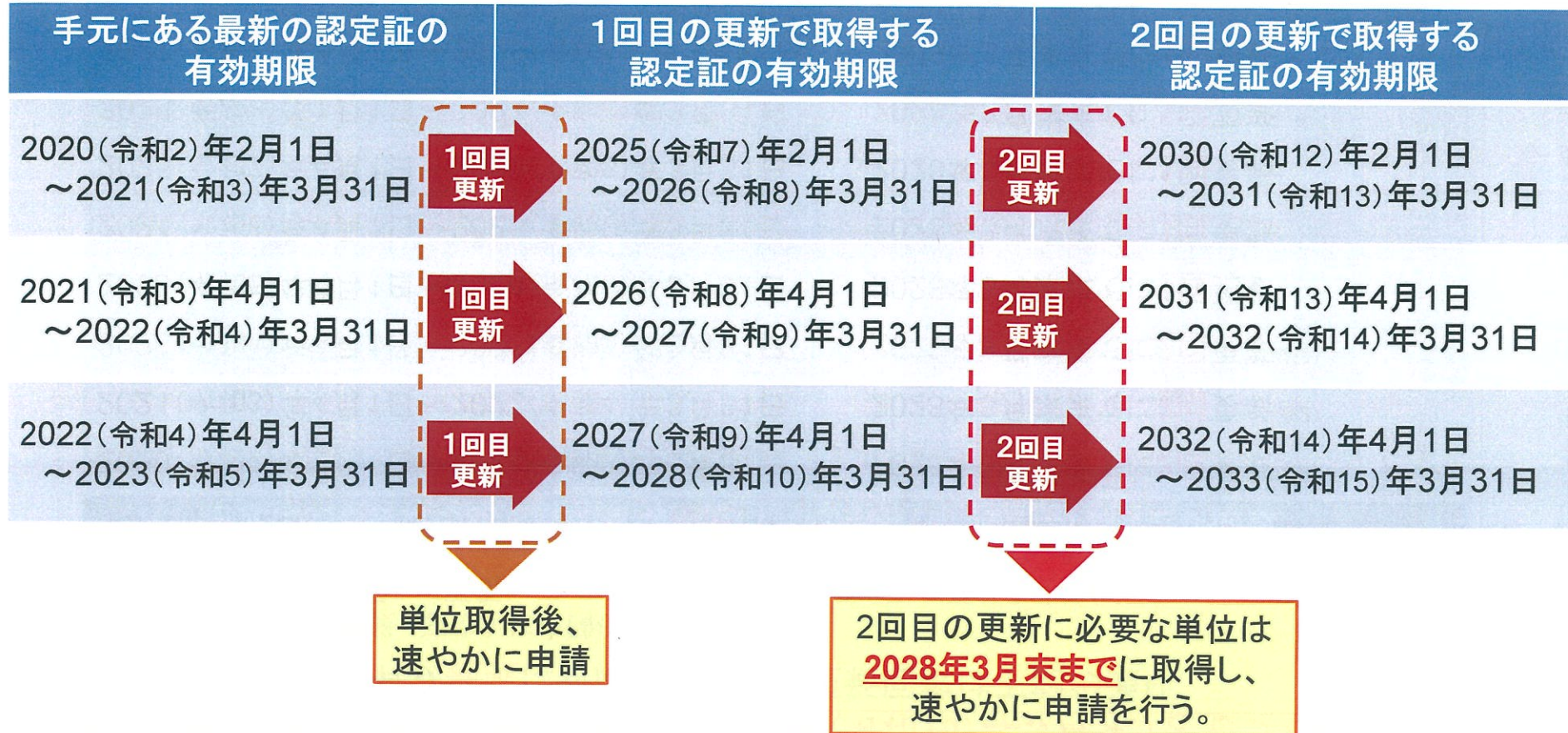
- **特例措置は2027(令和9)年度末(2028(令和10)年3月末)をもって終了**※1)。
- 最新の認定証の有効**期限**に対応する必要な更新回数は下記の通り。

※1) 必要な単位取得後、速やかに申請を行う。

※2) まず20単位を取得して更新し、その後改めて20単位を取得して更新をする**(2回分の同時申請は不可)**。

手元にある最新の認定証の有効 期限	必要な更新回数
2020(令和2)年2月1日～2021(令和3)年3月31日	2028年3月末までに 2回 更新※2)
2021(令和3)年4月1日～2022(令和4)年3月31日	2028年3月末までに 2回 更新※2)
2022(令和4)年4月1日～2023(令和5)年3月31日	2028年3月末までに 2回 更新※2)
2023(令和5)年4月1日～2024(令和6)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2024(令和6)年4月1日～2025(令和7)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2025(令和7)年4月1日～2026(令和8)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2026(令和8)年4月1日～2027(令和9)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2027(令和9)年4月1日～2028(令和10)年3月31日	2028年3月末までに 1回 更新
2028(令和10)年4月1日～2029(令和11)年3月31日	認定証の有効期限通り2028年度に更新
2029(令和11)年4月1日～2030(令和12)年3月31日	認定証の有効期限通り2029年度に更新

参考 2回更新が必要な場合のイメージ



認定証の有効期限通りの更新
コロナ特例終了後は

- 2回分まとめたの同時申請はできません。